

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷十第

行發日一月五年九正大

論說

財産税と租税給付能力……………法學博士 神戸 正雄

Jan de Witt に就きて(一)……………法學博士 財部 靜治

鎌倉時代の家族制度(四)……………文學博士 三浦 周行

時事問題

米國の日本移民問題……………法學博士 戸田 海市

加州土地問題に就て……………法學博士 神戸 正雄

雜錄

船舶能力の發達……………法學士 小島昌太郎

株式の分布と課税……………法學士 汐見 三郎

手形交換所制度論(三、完)……………法學士 大森 研造

好景氣の反動と物價……………法學博士 神戸 正雄

株式の分布と課税

(株式會社株主に對する武藤氏の誤解)

一 汐見三郎

最近民衆の自覺に伴ひ是が要求に應ずるが爲め諸種の社會的立法が講せられてゐる。就中第四十二議會に提出せられたる所得稅改正法案の如きは、其財政經濟上延ては社會上に及ぼす影響の甚大なる點に於て、近世社會立法の目星しきもの、一であらう。該法案は多少の修正を経るに衆議院を通過したが、不幸議會の解散に依り流産の悲運を見るに至つたのは、近來の痛恨事である。

所得稅改正法案に對しては種々の論議が試みられてゐる。而も法人より受くる配當金賞與金を個人に綜合課税すると云ふ大主義に至つては、何人も異論無く、寧ろ其不徹底なるを攻むる程である。是政治家及學者論客の等しく一致する所である。嘗て神戸博士は、租稅理論の上

よりして綜合課稅主義と源泉課稅主義とを詳細に比較研究し「所得稅に於ける所得は其本來の性質に稽えて統一課稅が至當であり、をして給付能力に適合せしめんが爲めに此に於て爲すべき累進課稅、最小活資免除、人的事情の斟酌の如きも之によつて初めて完全に行はるゝことが出来る」と述べてゐられる。小川博士は夙に我國の所得稅の反社會政策的なるを難じてゐられたが、大正九年議會に提出せられたる改正案并に其修正案を評し「本案は配當金賞與金に對し源泉課稅方法を廢し綜合課稅方法を採らんとす。是等は富者に軽く課して怪まざる現行法の反社會政策的傾向を轉回して之を社會政策的に立て直さんとするものにして非常なる進歩を示すものと謂はざるべからず」と云つて居られる。町田忠治氏の如き政府反對黨の領袖も「今日は吾々も政府當局者と一體に於て意見を同じふし最早社會政策を加味して、綜合課稅主義と云ふことをば、所得稅法大體に於て採るべき時期である」と云ふことに對しては、吾々は此主義に同

- 1) 神戸博士、所得稅に於ける所得の統一課稅(租稅研究 151-187頁)
- 2) 小川博士、所得稅の普遍性并に社會政策的色彩(社會問題と財政第三篇294-329頁)

意することは吝ではありませぬ」と公平に言明して居られる。³⁾然るに獨り武藤山治氏は「株式會社株主に對する政治家及學者論客の誤解」なる論文を發表し、「一箇鐘淵紡績株式會社の實例」を引き、是を根據として「株式會社株主の大多數は、中流以下の投資者なり」と斷じ、從つて今回の所得税法は「其名は社會政策にして其實最も非社會政策的にして早晩無辜なる中流以下、就中世事に暗き農民の投資者を犠牲にするが如き大缺陷あるもの」なりとして居られる。⁴⁾武藤氏は資本家を代表する紳士であつて、其言説や重んぜねばならぬ。此人にして此言あり。余は氏の意見が前記の學者政治家論客の議論と餘りに懸隔甚だしきを見、本問題の當否を致へんとするものである。

余は嚮に所得稅改正法案を評し、大體に於て現行法よりも社會政策の理想に一步を進めてあるものとし、賛意を表して置いたのであつた。⁵⁾只余の議論は租稅の社會的原則中専ら所得稅均等負擔なる平等の原則の方面のみを扱ひ、綜合

課稅主義なる普遍の原則には殆んど手を觸れなかつたのであつたが、是亦社會政策的なる點に於ては軌を一にしてゐるのである。余は改正法案の綜合課稅主義をも目して社會政策的なりと云ふ、武藤氏は「最も非社會政策的の甚しき所得税法」なりと名づけらる。若し武藤氏の言を正しとせば、余の考は誤れりとせなければならぬ。余は自己の責任上よりするも一言無きを得ないのである。

武藤氏の論文は非常に熱烈なるものである、從つて其激せられたる所は議論稍明確を缺いてゐる。余は再三熟讀の上其要旨を三段論法の形式に書き改め次の如く要約した。

(小前提) 我國現今の株式會社は鐘淵紡績株式會社と同様に其株主の大多數は中流以下の投資者である。

(大前提) 株主の大部分が中流以下の投資者である株式會社に對しては比例率の源泉課稅を行ふのが至當であつて株主個人に綜合し之に累進率を適用するのは非社會政策的の甚しきものであ

3) 町田忠治氏演說(第四十二回帝國議會衆議院議事速記録第十號 147頁)
 4) 武藤山治氏、株式會社株主に對する政治家及學者論客の誤解 (ダイヤモンド第八卷第八號 10-11頁)
 5) 櫻井、所得稅均等負擔の理想と實現 (經濟論叢第十卷第三號 362-376頁、第四號 524-543頁)

る。

(結論) 故に株主の大部分が金持にあらざる我國現時の株式會社の株主に累進率の綜合課税主義を敢て施さんとする所得稅改正法案は非社會政策の甚しきものである。

氏は其他超過所得留保所得に課税する事に關しても多少言及してゐられるが、此等は綜合課税主義なる根本問題の解決と共に當然釋明せらるべき筈であるから、今は暫く是に觸れず、専ら根本の綜合課税主義に對する以上の三段論法を扱ふ事とする。

余の見る所を以てすれば武藤氏は其議論の要所々々に於て可なり重大なる二二三の誤謬に陥つてゐられるやうである。

第一、鐘淵紡績株式會社の株主をば現今我國株式會社の株主の典型的のものとし、是が標本調査より全般を推してゐられるが、確に誤である。即ち小前提に於て頗る不適當なる統計材料を採られたのが根本の誤解である。

第二、而も特に選ばれたる鐘淵紡績株式會社の

材料を解釋するに當り、株主數のみを重視し其株主の所有せる株數には一顧の勞をも拂はれなかつた事即ち統計數字の解釋を誤られたのが誤解の第二點である。

第三、最後に改正法案の綜合課税主義は現行法の源泉課税主義よりも小株主を苦しめるものと解し、法案其者をも誤解してゐられるのである。

以上大前提を誤り小前提に迷ふ。其結論の正鵠を得ざるや明である。「株式會社株主に對する政治家及學者論客の誤解」は實は「株式會社株主に對する武藤氏の誤解」でなからうか。

二

第一に鐘淵紡績株式會社の株式の分布が決して我國株式會社の全體を反影するものでない事を明にし、以て武藤氏の統計材料選擇の誤を解く事にする。

比較的便宜の爲めに、武藤氏の作製せられし様式に則り、纖維工業其他類似の株式會社の株主名簿を探り、其所有株の多少に應じ所有人員及合計株數を配當し次の表を得た。

此間の消息は當事者たる武藤氏の十分御承知ある筈である。

武藤氏は株式會社株主の大多數は中流以下の投資者であると斷言するに好都合の材料を選ばれたが、其と正反對の場合も實例に乏しく無い特に代表的のものとして三菱商事株式會社と岸本汽船株式會社とを挙げよう。

岸本汽船株式會社八、二二二一現在		
所有株數	所有人員	合計株數
11	8人	33株
100	2	330株
100	2	1,000株
100	2	600株
100	2	1,000株
1,119	2	11,119株
36,800	1	36,800株
5,000株	1	5,000株
計	3人	100,000株
三菱商事株式會社八、一〇、三二一現在		
所有株數	所有人員	合計株數
100	1人	100株

1,000	2	2,000株
4,000	2	4,000株
2,000	1	2,000株
計	3人	100,000株

二十三名の少数株主を以て十萬株三十萬株の大株式會社を組織せる事は數字の示す所である。特に三菱商事株式會社の如き一人の株主で全體の株數の九割四分を占めてゐるのである。

從來我國の所得稅立法は動もすれば個人所得稅と株式會社株式合資會社所得稅との差別を著しくするの傾を有し、従つて大商工業者は個人經營を變更して株式會社組織とし、合名會社合資會社組織を改めて株式會社となすに至るのである。大正二年以來、富豪が其親戚一統を以て株式會社を組織し脱稅を計るのを防がん爲め、株式會社株式合資會社にして株主社員の数二十名以下を以て組織したるときは其所得に對しては合名會社合資會社の所得稅率を適用する事としたのである。然しながら富豪中には使用人等を集め二十名以上の株主よりなる株式會社又は

株式合資會社を組織し、而も其使用人には表面株主の名義を與へ事實は白紙委任狀付で其株券を自己に收め、巧妙なる手段を講じ、所得税の負擔を少くしてゐる人も見受ける様である。

凡そ標本調査を行ふには、全體を髣髴せしむるに足る典型的の統計材料を捉へねば、何等の價值をも生じないのである。二十三名の株主よりなる株式會社、否其で無くとも五百株以上の株主が過半数を占むる株式會社に對しては、一顧の勞をも惜しみ、一方の極端たる一箇鐘淵紡績株式會社の實例のみを擧げ、何れの會社も是と大同小異なりと斷するに至つては、余の服する能はざる所である。武藤氏は上記の數字を如何に解釋せんとせらるゝか。余は其統計材料選擇の誤解なるを敢て主張せんとする者である。

三

假に一步を譲り、鐘淵紡績株式會社株式の分布狀態が我國株式會社の全豹を示すに足るものとせよ。而も余は武藤氏の提供せられし數字のみにては株式會社株主の大多數が中流以下の授

資者なる事を結論することが出来ない。否余は其統計を見るにつけても株式會社は金持の集團なりとの確信を強めざるを得ないのである。

試に武藤氏の示さるゝ數字を吟味せん。成程株主總數三、九一六人の中一株乃至十株の所有人員が一、六五九人、十一株乃至二十株の株主が六二九人にして其両方の合計のみにて全部の過半を占めてゐる。然し株式會社は、其物的會社たる本來の性質上、重んずべきは、株數であつて株主數では無い。該統計の示す株數を見るに、五百一株以上の株主の所有株は一八三、六九六株に及び、全株數三四八、五五三株の過半数に上つてゐる。一株乃至十株の株主の全部一、六五九人の多數を集むるも僅に一三、〇六四株に止まるに反し、五百一株以上の株主を一〇四人網羅したるのみにも優に一八三、六九六株なる非常なる勢力を示すのである。

尙注意すべきは金持と貧乏人との定義である。株を持つて居る人は持つてゐない人よりも、他の條件にして同一なれば、確に金持である。

同様に一株の所有者は五百株の所有者より遙に貧乏人である。金持貧乏人なる相對的の此種觀念を濫用して水掛論を繰返へす事は深く慎しまねばならぬ。又鐘淵紡績株式會社のみが我國に於ける唯一の株式會社で無いから、鐘淵紡績株式會社の株を十株しか持つてゐない人でも例へば日本銀行株を百株所有してゐる事も考へ得べき事であつて、單に是丈の數字で株式會社株主の大多數は中流以下なりと斷ずるのは大膽至極と云ふべきである。

然れども武藤氏の議論に對しては、余は單に消極的の反對意見を發表するを以て満足せず、敢て積極的の自説を立て、見たいと思ふ。

余は諸會社を簡別的に研究し株主の分布状態を調査するに、千差萬別容易に結論を下し難いのを發見した。株主の重複、會社組織の不同等幾多の條件は、遂に此方面よりする研究を全く

斷念せしめた。結局所得の源泉より株式會社株主は金持なりや否やを研究するのは不可能と定つたのであるから、残る所は、方面をかへて、個人に綜合して其所得の分配状態を調査するのみである。

試に大正六年度の大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、滋賀縣、福井縣、石川縣、富山縣の二府七縣(大阪稅務監督局管内地方)の所得の分配状態をば次の二通りの方法で調査したのである。先づ「第三種所得」即ち「總所得中より法人の賞與金配當金及び公債社債の利子を除いたもの」を調べ、次に「第三種所得に法人より受くる賞與金配當金を加へたるもの」即ち「總所得より公債社債の利子を差引きたるもの」を算定したのである。各所得階段に其所得額以上の所得を受くる戸數及び當該所得を受くる戸數を配分する事とした。

所得	當該金額以上の所得を有する戸數
金額	第三種所得 及法人より受くる配當金賞與金

所得	當該金額の所得を有する戸數
金額	第三種所得 及法人より受くる配當金賞與金

所得	當該金額の所得を有する戸數
金額	第三種所得 及法人より受くる配當金賞與金
兩者増(+)比較	兩者減(△)比較

此數字を一見して直に頭に浮ぶ事は、法人の配當金賞與金を個人に綜合した場合の方が、然らざる場合よりも、所得の分配状態が不平等である云ふ事である。余は此事實を數字的に實證せんが爲めに Pareto 線に依る事とした。

縦線を以て所得額の對數、横線を以て此額以上の所得を受くる人員總數の對數を示す時は、此等の諸點を結び付けた線は殆んど直線に近いのである。Pareto 線は即ち是である。此函數關係を式で示すと次の如くである。Xは所得金額 Nは其金額以上の所得を受くる人員の數、A及び α は其社會の實際に就き算定せらるべき數字である。

$$\log N = A - \alpha \log x$$

此場合此直線が横軸に對してなす傾の度を示す所の α は常に時と所に依り變動するものであつて、其社會時代に於ける富の不平等の程度は α に反比例するのである。 α の大小に依り其時、其所の富の分配状態を髣髴せしむると云ふ事實、是が Pareto 線が本研究に特に價値ある所

以である。而して上記の二種の數字に就いて Pareto 線を引き、法人より受くる配當金賞與金を綜合するとせざるに依り、A 及び α に次の興味深き數字を得たのである。

法人より受くる配當金賞與金を綜合せざる場合 $\log N = 9.0676547 - 1.473171 \log x$

法人より受くる配當金賞與金を綜合せる場合 $\log N = 8.3591445 - 1.215291 \log x$

法人より受くる配當金賞與金を綜合せざる場合には α は一・四七三二七なるに、綜合したる結果として一・二二五二九に減少するのである。即ち法人より受くる配當金賞與金を考慮に入れる事によつて富の分配は一層不平等となると云ふ事は數字上に算定せられたのである。是抑も何を語るか、株式會社の株主の大部分が金持である云ふ事を實證せるにあらずして何ぞや。

鐘淵紡績株式會社の統計の語る所は決して武藤氏に利ならず、余の計算は明に其逆を示して居る。是れ武藤氏の誤解の第二點であつて明に統計材料の解釋の誤謬と云ふべきである。

8) 高田學士、所得のパレト線に就いて(現代社會の諸研究、92-116頁) 拙稿、所得稅均等負擔の理想と實現(經濟論叢第十卷第四號)

四

武藤氏は更に今回の所得税法案が小株主を壓迫するものである事を高調してゐられる。果してそうであらうか。

先づ大所得者は如何。百萬圓以上の大所得者は或は大に禍ひせらるゝかも知れぬ。最近斯る統計を手にした。

氏名	所得金額		計	現行法即ち源泉課税の場合の税額	第三種所得税 第一種所得税	計	現行累進率	修正累進率
	第三種所得	配當金						
甲	8,400,000	8,100,000	16,500,000	9,000,000	7,500,000	16,500,000	14.5%	14.5%
	—	8,100,000	8,100,000	—	7,500,000	8,100,000	14.5%	14.5%
乙	—	8,100,000	8,100,000	—	7,500,000	8,100,000	14.5%	14.5%
丙	8,400,000	—	8,400,000	9,000,000	—	9,000,000	14.5%	14.5%

甲豪商は八百十萬圓の大所得を擁し、其全部を個人所得とする時は二百四十萬圓を納税せねばならぬ筈の處、五千五百圓のみを第三種として他の大なる殘部を第一種所得としてゐるが爲めに僅に六十萬圓の小額の所得税に止まつてゐる。乙實業家は其總所得四百八十萬圓の全額を第一種に編入してゐるが爲めに三十六萬圓の納税をなすのみである、もし第三種の形式で納めば百三十萬圓の所得税を負担せねばならぬ筈なのに又丙氏は其全額を第三種所得とせば百二十萬圓の納税の義務あるに拘らず、大部分を第一種乙に組入れてゐるから三十三萬圓の軽い負擔に止

まつてゐる。もし衆議院を通過した修正法案が實施せらるれば、甲豪商は二百四十七萬圓、乙實業家は百五十六萬圓、丙氏は百三十七萬圓を納付せねばならぬ事となり、丁度從來の租税の約四倍の負擔となるのである。四倍の負擔と云へば非常の苦痛の様に聞こえるが、實は修正案の四倍の負擔が正當であつて、現行法の如きは不相當の輕率の恩典を與へてゐるのだ。云はゞ新法案は普通の負擔を重くしたのでなくして、謂はれなき輕率を通常の率に引き戻した迄の事である。

次に小所得者の負擔狀態を調べよう。此等の

人は現在可なりの重税に苦んでゐるのであるが新法案では幾分之が救済の目的を達したのである。甲乙丙共に老人子供二人を擁する人を實例に採り負擔の具合を數字につき計算する事とする。但し乙の第三種所得は全部勤勞所得よりなつてゐる。

所得金額 現行法即ち源泉課税の場合の税額 綜合課税の場合の税額

氏名	第三種 配當 計		第三種 第一種 計		現行累進修正累進率	
	所得	金	所得	税	所得	税
甲	1,000	1,000	1,000	110	1,000	120
乙	1,000	1,000	1,000	110	1,000	120
丙	1,000	1,000	1,000	110	1,000	120

現行法に依れば、甲は百二十五圓、乙は三十三圓、丙は四百二圓を納めねばならぬ。もし之を第三種所得として個人に綜合する時は勤勞所得輕課、控除査定、輕率の累進稅率適用の結果、甲は六十二圓、乙は二十四圓、丙は三百五十圓の小額に減するのである。新法案は主義として綜合課税を襲ひ、更に特殊家族事情を斟酌するが故に、一層輕くなり、甲乙丙の稅額はそれぞれ

れ十七圓、六圓、百七十六圓となる譯である。現在は綜合源泉併用の變態の制度を布くが爲めに、輕かるべき小所得者が不當に重く課税せられてゐる。新法案は之を輕減せんとしてゐるのである。

租税による社會政策とは、富の極端なる集積を緩和制限し、中流以下の人の負擔を輕減するものである。現行法が動もすれば大資本家を偏愛し小所得者に可なり大なる打撃を與へてゐるのを新法案は根本的に匡正せんとしてゐる。之をしも社會政策と云はすして何をか社會政策と云ふ。武藤氏は社會政策的の新法案を目して非社會的政策の甚しきものと極言してゐられる。氏の所謂社會政策とは果して何を意味するか。是れ余が氏の教を乞ふ所以である。

五

以上簡單ながら武藤氏の所説を批評し得たと信ずる。武藤氏は先づ鐘淵紡績株式會社を代表的株式會社と認められた事に於て最初の一步を誤り、次に鐘淵紡績株式會社の統計を誤り解せ

られ、最後に綜合課税主義を目して中流以下を犠牲とする非社會政策的の甚しきものと難せらる。已に大前提小前提の誤まれるが爲めに、斯く結論の誤れもは當然である。

試に思へ、株式會社の株主をば中流以下の投資者と斷じて我國の社會觀念が果して満足するであらうか。一株の小株主も五萬五千株の大株主も等しく千分の七十五の一定率の所得税を負擔すると聞きて誰か晏如たるを得ようぞ。現行法の反社會政策的なるを矯正して社會政策的に改めんとする此種立法に對しては、資本家は宜しく襟度を大にして快く賛意を表すべきである然るに之を逆にして「家を借したる經驗なくして借家法案を作り、實業の經驗なくして所得税法案を作る」は非なりといふが如き傍若無人の資本家口調を以て、改正法案を「非社會政策的なり」の一言の下に却けんとせらる。其社會民心に與ふる影響や云ふに忍びざるものがある。武藤氏は此誤解に立論し大に學者を攻撃してゐられる。曰く「是れ全く世の先覺者と稱する

學者の中に、深く實際を究めずして配當率の多きを非とし、左も罪惡であるかの如く吹聴論議せるものあるが爲め、世論を誤りたる方向に導かんとするに至れるものにして誠に遺憾の極なり」と。生活の不安は中下層民を驅つて危険思想に曝露し、而も資本家徒に自我を主張す。斯る時に國家を救ふ者は公平無私の學者を措いて他に無きにあらずや、而も學者に謂はれ無き攻撃の矢を向けらる、余は其真意を了解するに苦しまざるを得ぬ。

翻て考ふるに、武藤氏の論文は近來罕に見るの大文字である。憂國の至情は氏を驅つて「株式會社株主に對する政治家及學者論客の誤解」の一篇をなさしめたのであらう。只惜しむらくは二三の重大なる誤解存し、折角の氏の力作を全く誤りたる結論に導いたことを。株式會社の株主は大多數金持なる事及び所得税法案は現行法よりも數等社會政策的なる事は、氏も充分了解せられた事と思ふ。國家有事の際一流の實業家が其權力を利用して負擔の増加を避くるが如

きは危険極まる事である。武藤氏も「予は吾が實業家が負擔の増加する事を否むべからざるを知る」と云つてゐられる。而して「其負擔の法は無辜なる中流以下、就中世事に暗き農民の投資者を犠牲にするが如き大缺陷あるものならざるを要す」と附記してゐられる。恐らく氏の眞意は此點に存してゐる事と信する。然らば今回の所得税法の如く名實共に社會政策的なる法案には双手を舉げて賛成せらるべきである。是武藤氏の如き、資本家中に大なる勢力を有せらるゝ人士の義務たると共に又重大なる權利である。(九、四、一)